



【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

政府税調「平成17年度税制改正に関する答申」まとまる 定率減税の段階的廃止が明記

政府税制調査会は11月25日、「平成17年度の税制改正に関する答申」を取りまとめました。答申は、日本の財政状況を踏まえ、歳出・歳入両面から財政構造改革が必要などとした上で、所得税と住民税の定率減税について、「平成18年度までに廃止すべき」と明記するなど、全体として個人に税負担増を押し付ける内容となっています。(主な内容は以下の通り)

<基本的な考え方>

2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化をめざし、徹底した行財政改革と安定的な歳入構造を確立する必要がある。歳出・歳入両面から財政構造改革を進める。

<個別税目について>

1. 個人所得課税

課税ベースの拡大、税率構造、諸控除の見直しなどに取り組むべき。

定率減税はH18年度までに段階的に廃止
金融所得課税の一体化を具体的に進める

2. 消費税

国民の理解を得る努力を払いつつ、税率を引き上げることが必要

食料品等への軽減税率の採用は検討課題だが、単一税率が望ましい。

インボイス方式の採用などは継続検討課題

3. 法人課税

法人税率は当面引き下げの状況にはない

法人事業税の社会保険診療報酬に係る課税の特例措置は撤廃すべき

4. 酒税

酒類の分類の簡素化と酒類間の税負担格差を縮小する方向で早急かつ包括的に見直すべき

5. 地球温暖化問題への対応

「京都議定書」の目標達成を念頭に、環境税の役割等を検討する。環境税導入の是非は、国・地方の温暖化対策全体の中での位置づけを踏まえて検討すべき。

この間、連合は、定率減税の縮減・廃止は行すべきではないことを繰り返し主張してきましたが、答申の内容は、こうした意見を全く無視するものとなっています。

答申に対して連合は、「個人に対してより多くの負担を押し付ける内容であり、到底容認できるものではない」などとする事務局長談話を

発表しました。(概要は以下の通り)

来年度税制改正に向けた検討は今後、与党税制調査会において検討が続きます。連合は、各政党、財務省への要請行動をはじめ、定率減税の縮減・廃止阻止に向けた取り組みを強めていくとしています。

連合事務局長談話(概要)

1. 答申は、深刻な財政状況を打開するための増税路線に走り、しかも、その中身は産業界や高所得者層に配慮し、中低所得者層をはじめ個人に対してより多くの負担を押し付ける内容であり、到底容認できるものではない。いわゆる定率減税について、2006年度を目途に段階的に縮減・廃止することを明記した。しかし、定率減税を所得税の特例措置として規定した「恒久的減税法」では、所得税の最高税率や法人税率の引き下げも特例措置としている。今回、定率減税のみを縮減・廃止し、同じ特例措置である所得税の最高税率や法人税率について、全く議論をせずに継続しようとしている。

2. 勤労者世帯の可処分所得も、定率減税を導入した当時から約1割減少したままである。その上、今年10月からは年金保険料の引き上げが強行されている。景気の持続的な回復には個人消費の回復が不可欠であり、いま定率減税を縮減・廃止すべきでないことは明白である。

現在の日本経済は、大企業を中心とする景気回復であり、なかには史上最高益を見込むような企業も見られる。しかし、経済の巡航速度を表す潜在成長率は、ようやく定率減税を導入した1999年時点まで戻ったに過ぎない。産業間、企業規模間、地域間の業績には格差があり、個人所得や消費の格差拡大も進んでいる。

こうした状況を踏まえれば、まず先に、法人税率や所得税の最高税率に関する特例措置から見直すべきである。連合はこうした点を繰り返し主張してきた。これを無視した答申は、景気回復を危うくするだけでなく、拡大が懸念される経済社会の二極化を容認するものと言わざるを得ない。

3. 国から地方への税源移譲については、所得税の一部を住民税に移譲し、住民税率をフラット化することが掲げられた。基本的枠組みは連合の要求に沿うものであるが、税源移譲後も住民税と所得税の合計負担が変わらないような措置が不可欠である。その上で、中低所得層に配慮すべく定率減税を所得税の税率構造に反映させ、同時に所得税の最高税率を引き上げることによって、税制が持つ所得再分配機能を強化すべきである。

4. 消費税については、複数税率など低所得層への配慮や、免税点や簡易課税制度の更なる見直しとともに、インボイス制度を導入すべきである。